

# 茨城工業高等専門学校教員任用規程

令和8年5月26日  
制 定

## (趣旨)

**第1条** 茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教員の選考及び任用については、高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）その他関係法令によるほか、この規程の定めるところによる。

## (定義)

**第2条** この規程において「教員」とは、学則第8条第1項に規定する教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。

2 この規程において「任用」とは、採用、昇任及び配置換をいう。

3 この規程において「採用」とは、本校の教員でない者を教員として任用することをいう。

4 この規程において「昇任」とは、本校に在職する教員を現に有する職より上位の職に任用することをいう。

5 この規程において「配置換」とは、本校に在職する教員の所属、担当又は職務内容を変更することをいう。

## (基本原則)

**第3条** 教員の選考及び任用は、本校の教育研究上の必要性、担当分野の専門性、職位に応じた水準、候補者の教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績並びに教員としての適格性を総合的に考慮し、公正かつ適切に行うものとする。

2 教員の採用は、原則として公募により行うものとする。

3 教員の昇任は、本校における教育、研究又は実務、学生支援、校務その他の実績を総合的に考慮して行うものとする。

## (職位別水準)

**第4条** 教員の任用に当たっては、別記に定める職位別水準を考慮するものとする。

2 前項の職位別水準は、採用にあつては茨城工業高等専門学校教員採用要項（以下、「教員採用要項」という。）に定める審査事項及び提出書類により、昇任にあつては茨城工業高等専門学校教員昇任要項（以下、「教員昇任要項」という。）に定める審査事項及び提出書類により確認するものとする。

3 職位別水準の確認に当たっては、担当分野の性質、教員カテゴリー、採用又は昇任の別その他必要な事情を考慮することができる。

## (任用の発議)

**第5条** 教員任用の発議は、次の各号のいずれかにより行う。

(1) 各系及び各部その他関係組織（以下「系等」という。）において任用を必要と認め、その長から校長に申出があったとき。

(2) 校長が本校の教育研究上又は学校運営上、任用を必要と認めたとき。

2 前項第1号の申出は、別に定める発議書により行うものとする。

3 前項の発議書には、任用の種別、職名（職位）、発令希望日、任用を必要とする事由、その他教員任用審査会が必要と認める事項を記載するものとする。

4 採用、昇任又は配置換の発議に当たり必要な添付書類は、別に定める。

## (採用)

**第6条** 採用は、別に定める教員採用要項により、採用候補者の選考を行う。

2 採用に係る公募要領及び審査方針には、採用しようとする職、担当分野、主な職務内容、必要な資格、経験、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績その他必要な事項を明示するものとする。

#### (昇任)

**第7条** 昇任は、別に定める教員昇任要項により、昇任候補者の選考を行う。

2 昇任候補者の審査に当たっては、昇任後の職に係る職位別水準への適合性について、本校における教育、研究又は実務、学生支援、校務、提出書類、推薦書、茨城工業高等専門学校教員業績評価規則に基づく評価結果その他必要な資料を総合的に確認するものとする。

#### (配置換)

**第8条** 配置換は、配置換後の職務内容を遂行するために必要な知識、能力、経験及び適性を有するかを確認して行うものとする。

2 配置換を発議する場合は、第5条第2項に規定する発議書に、配置換を必要とする理由、配置換後の所属又は担当予定組織、担当分野、主な職務内容、配置換後の職務を遂行するために必要な知識、能力、経験及び適性を確認できる資料その他教員任用審査会が必要と認める書類を添付するものとする。

#### (教員任用審査会)

**第9条** 教員の任用候補者の資格及び任用の適否について審査するため、教員任用審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員の採用に関すること。
- (2) 教員の昇任に関すること。
- (3) 教員の配置換に関すること。
- (4) 教員の再雇用に関すること。
- (5) 非常勤講師等の任用に関すること。
- (6) 客員教授及び客員准教授の選考に関すること。
- (7) その他校長が必要と認める事項

#### (審査会の組織)

**第10条** 審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 各副校長
- (3) その他校長が必要と認める者

2 審査会は、必要に応じ、任用候補者の所属する系長、部長その他関係者を出席させ、その意見を聴くことができる。

3 審査会は、校長が招集し、議長となる。

#### (任用の決定)

**第11条** 校長は、審査会の審査結果を踏まえ、教員の任用を決定する。

#### (公正性の確保)

**第12条** 採用及び昇任の審査に当たっては、審査の対象、方法、観点その他必要な事項をあらかじめ整理するものとする。

2 審査に関与する者は、候補者との間に審査の公正性に疑義を生じさせるおそれのある関係がある場合は、速やかにその旨を申し出なければならない。

- 3 校長又は審査会は、前項の申出があった場合その他必要があると認める場合は、当該者を当該審査の全部又は一部に関与させないことができる。

**(記録及び個人情報)**

**第13条** 採用及び昇任の審査に当たっては、審査方針、審査過程、審査結果その他必要な事項を記録するものとする。

- 2 任用及び審査に関する情報は、個人情報として適切に管理し、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

**(再雇用)**

**第14条** 教員の再雇用の労働条件に関する事項については、審査会において審議する。

- 2 審査会は、再雇用対象教員の所属する系等の長から提出された再雇用計画に関する書類に基づき、勤務区分（フルタイム勤務又は短時間勤務）、勤務時間、業務内容等の労働条件について審査する。

**(事務)**

**第15条** 教員の任用に関する事務は、総務課において処理する。

**(雑則)**

**第16条** この規程に定めるもののほか、教員の任用に関し必要な事項は、校長が別に定める。

**附 則（令和8年5月26日制定）**

- 1 この規程は、令和8年6月1日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校における教員等の任用に関する要項（平成29年7月13日制定）は、廃止する。

## 別記 職位別水準

### 共通事項

教員の任用に当たっては、職位に応じ、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を総合的に確認する。この水準は、採用又は昇任の審査における観点を示すものであり、個々の候補者については、担当分野、職務内容、教員カテゴリー、教育研究上の必要性その他の事情を踏まえて総合的に判断する。

### 教授

教授は、本校の教育研究及び学校運営を主導し、系・部、専攻科、委員会その他の組織において責任ある役割を担う職である。教授に任用する者については、次の水準を考慮する。

- 一 担当分野における授業、実験実習、卒業研究、専攻科特別研究、学生指導等を高い水準で実施できること。
- 二 教育改善、学生支援又は学生の成長に顕著に貢献できること。
- 三 専門分野において継続的な研究活動又は実務上の活動を行い、相当の実績を有すること。
- 四 実務経験を重視する分野では、担当分野に関する高度な実務経験、資格、技術、社会実装又は地域・産業界との連携実績を有すること。
- 五 校務、系・部運営、委員会活動、学校全体の企画又は管理運営において中心的役割を果たす能力及び実績を有すること。
- 六 若手教員、学生又は組織を指導・育成し、学校全体の教育研究の質向上に寄与できること。

### 准教授

准教授は、担当分野の教育研究を自立して遂行し、学校運営にも主体的に参画する職である。准教授に任用する者については、次の水準を考慮する。

- 一 授業、実験実習、学生指導等を自立して担当できること。
- 二 教育方法の改善、学生支援又は教育活動の充実に継続的に取り組む能力及び実績を有すること。
- 三 専門分野において継続的な研究活動又は実務上の活動を行う能力及び実績を有すること。
- 四 実務経験を重視する分野では、担当分野に関する実務経験、資格、技術又は実践的教育への応用実績を有すること。
- 五 学級担任、委員会、系・部の業務その他の校務を適切に担い、学校運営に主体的に貢献できること。

### 講師

講師は、担当分野の教育を主体的に担い、研究、実務、学生支援及び校務に継続的に取り組む職である。講師に任用する者については、次の水準を考慮する。

- 一 授業、実験実習、演習、学生指導等を適切に担当できること。
- 二 教育上の工夫及び改善に取り組む能力を有すること。
- 三 専門分野における研究活動、教育実践研究又は実務上の活動を継続する意欲及び実績を有すること。
- 四 実務経験を重視する分野では、担当分野の教育に活用できる実務経験、資格、技能又は実践的知見を有すること。
- 五 担任、委員会、課外活動等を含む校務に協力し、組織の一員として職務を遂行できること。

### 助教

助教は、教授、准教授又は講師と連携しながら、教育研究活動を担い、将来的に自立した教員となるための基礎的能力を有する職である。助教に任用する者については、次の水準を考慮する。

- 一 授業、実験実習、演習、研究指導補助、学生支援等を担当又は補助できる基礎的能力を有す

ること。

- 二 専門分野における研究活動、教育実践研究又は実務上の活動を行う基礎的能力、実績又は計画を有すること。
- 三 実務経験を重視する分野では、担当教育に活用できる基礎的な実務経験、資格、技能又は実践的知見を有すること。
- 四 校務に協力し、教員として必要な服務、倫理、組織運営上の基本を理解していること。

## 助手

助手は、教育研究活動の補助、実験実習、学生支援、教育環境整備等を担う職である。助手に任用する者については、次の水準を考慮する。

- 一 実験実習、演習、教育補助、学生対応等を適切に行う基礎的能力を有すること。
- 二 担当分野に関する基礎的知識を有し、教育研究補助に必要な理解力及び遂行力を有すること。
- 三 技術、実習、教育支援等に必要な実務的知識、技能又は経験を有すること。
- 四 関係教職員と連携し、教育研究活動及び学校運営を支援できること。